



近畿ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和6年5月1日

近畿ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、近畿ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

【近畿ブロック取決事項】

歯科

No.	取扱い	根拠	備考
1	原則として、短期で再度の有床義歯床下粘膜調整処置の算定を認める。	義歯床用短期弾性裏装材は、1週間程度軟らかさを保つものがほとんどであるが、材料によっては添付文書に短期で再調整を要する旨記載されているものもある。	

本件に関する問合せ先

近畿審査事務センター

・ 歯科審査室 歯科審査第1課 TEL:06-7222-1080(仲井)
TEL:06-7712-4935(浅野)